

第25回定時株主総会の招集に際しての 電子提供措置事項

業務の適正を確保するための
体制及び当該体制の運用状況

株主資本等変動計算書

個別注記表

(2024年4月1日から2025年3月31日まで)

株式会社アルマード

上記事項につきましては、法令及び当社定款第15条の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面には記載していません。
なお、本株主総会におきましては、書面交付請求の有無にかかわらず、株主の皆様へ電子提供措置事項から上記事項を除いたものを記載した書面を一律でお送りいたします。

業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

(1) 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

当社は、2018年8月20日開催の取締役会において「内部統制システムに関する基本方針」を決議しております。当該方針で定めた体制及び事項は以下のとおりであります。

- (1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - ①取締役は、誠実かつ公正に職務を遂行し、透明性の高い経営体制の構築を図る。
 - ②取締役は、毎月1回開催する定時取締役会、及び必要に応じて開催する臨時取締役会により、経営事項の決議を迅速に行うとともに、各取締役の職務の執行を監督する。
 - ③「基本行動理念」を定め、取締役及び使用人の企業倫理に対する意識を高め、法令及び企業の社会的責任に対する自覚を促す。
 - ④取締役及び使用人に対し、「コンプライアンス規程」に準拠した行動が身につくよう継続的に指導する。
 - ⑤「企業倫理ホットライン運用細則」を適切に運用し、コンプライアンスに関する相談や不正行為等の内部通報の仕組みを構築する。
 - ⑥金融商品取引法等に準拠し、財務報告に係る内部統制の体制構築を推進する。
 - ⑦使用人に対し、必要な研修を定期的実施する。また、関連する法規の制定及び改正、会社及び他社で重大な不祥事又は事故が発生した場合等においては、速やかに必要な研修を実施する。
- (2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 - ①情報資産を保護し正確かつ安全に取扱うために定めた「情報システム管理規程」、「機密管理規程」及び「文書取扱規程」を遵守し、情報管理体制の維持、向上に努める。
 - ②「文書取扱規程」に基づき、株主総会議事録、取締役会議事録、監査役会議事録、計算書類、議案書、契約書、及びその他重要書類を、関連資料とともに所定の年数保管し管理する。
- (3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - ①リスク管理が経営の重要課題であることを認識し、管理部がリスク管

理の主管部門として、「リスク管理規程」に基づき、リスクに関わる情報を集約し、リスクの発生防止に関わる各部署が行う諸活動を管理する。

- ②大地震などの突発的なリスクが発生し、全社的な対応が重要である場合は、代表取締役社長を本部長とする対策本部を設置し、速やかに措置を講ずる。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ①「職務権限規程」及び「組織分掌規程」に基づいて取締役の合理的な職務分掌を定め、職務執行の効率化を図るとともに、「職務権限基準表」に基づき、チェック機能を備えた上での迅速かつ効率的な意思決定を実現する。
- ②「予算管理規程」に基づき、予算及び予算の達成状況のレビューを定期的に行い、必要に応じて予算の修正を行う。
- ③組織目標の明確な付与を通して、経営効率の向上に努める。
- ④取締役及び部長を構成員とする経営会議を設置し、職務執行状況の把握及び取締役会付議事項の事前検討を行う。

(5) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、及び監査役の補助使用人に対する指示の实效性の確保に関する事項

- ①監査役から、監査役の職務を補助すべき使用人の設置を求められた場合には、監査役と協議の上、管理部門に在籍する使用人の中からスタッフを任命し、当該補助に当たらせる。
- ②補助使用人が監査役の職務を補助するに当たって監査役から命令を受けた事項については、当該使用人は取締役の指揮・命令を受けない。
- ③補助使用人の人事異動及び考課、並びに補助使用人に対する懲戒処分については、監査役の同意を得るものとする。

(6) 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

- ①取締役及び使用人は、重大な法令・定款違反及び不正行為の事実、又は会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実を知ったときには速やかに監査役に報告する。
- ②監査役へ報告を行った取締役及び使用人に対して、当該報告をしたこ

とを理由として不利な取り扱いを行うことを禁止し、その旨を周知徹底する。

- ③ 監査役は重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するため、取締役会、その他の重要な会議に出席し、意見を述べるとともに、必要に応じて取締役及び使用人に説明を求めること及び必要な書類の閲覧を行うことができる。

(7) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ① 重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握できるようにするため、監査役は取締役会及びその他の重要な会議に出席する。
- ② 監査役は、代表取締役、取締役、内部監査担当者及び会計監査人と必要に応じて意見交換を実施する。

(8) 反社会的勢力排除のための体制

- ① 当社は、反社会的勢力に対し毅然とした態度で対応し、いかなる名目の利益供与も行わず、反社会的勢力との係わりを一切持たない。
- ② 反社会的勢力との接触が生じた場合には、速やかに関係部署、社外関係先（警察署、顧問弁護士等）と協議し、組織的に対応するものとする。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社は、上記方針に基づき、内部統制システムの適切な整備及び運用を行い、コンプライアンスの推進、リスクマネジメントの強化、内部監査体制の充実に取り組んでおります。これらをはじめ、業務の適正を確保するための体制に係る運用状況は以下のとおりとなります。

① 内部統制システム全般

当社の内部統制システム全般の整備・運用状況を当社の内部監査責任者がモニタリングし、改善を進めております。

② コンプライアンス体制

当社は、コンプライアンスに対する意識の向上を図るため、適宜幹部社員を対象とした教育を実施し、コンプライアンス意識の浸透及び高揚に努めました。また、内部通報窓口を設置しコンプライアンスに関する懸念事項に関する相談を幅広く受け付け、問題の早期発見と改善に努めました。

③取締役の職務執行について

当社は、取締役会を定例で開催し、また必要に応じて臨時取締役会を適時開催し、業績の報告及び経営上の重要事項の承認等を行っており、本取締役会に監査役も出席することで、取締役の業務執行の状況を監査しております。

④監査役の職務執行について

常勤監査役を含む監査役3名以上が取締役会へ出席し、取締役の職務執行状況を監査しております。

⑤内部監査及び財務報告の信頼性を確保するための体制

当社は、財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準等に準拠した内部監査計画書を策定しております。内部監査責任者は、当該計画に基づき当社の内部監査を実施し、その結果を経営者及び監査役へ報告しております。

株主資本等変動計算書

(2024年4月1日から
2025年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本		
	資 本 金	資 本 剰 余 金	
		その他資本剰余金	資本剰余金合計
当 期 首 残 高	110,000	8,227	8,227
当 期 変 動 額			
剰余金の配当			
自己株式の取得			
自己株式の処分 (譲渡制限付株式報酬)		13,454	13,454
自己株式の処分 (新株予約権の行使)		70	70
当期純利益			
当期変動額合計	-	13,524	13,524
当 期 末 残 高	110,000	21,752	21,752

(単位：千円)

	株 主 資 本						
	利 益 剰 余 金				自己株式	株主資本合計	純資産合計
	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金合計			
別途積立金		繰越利益剰余金					
当 期 首 残 高	27,500	110,000	2,979,128	3,116,628	△1,350,820	1,884,035	1,884,035
当 期 変 動 額							
剰余金の配当			△647,049	△647,049		△647,049	△647,049
自己株式の取得					△100,017	△100,017	△100,017
自己株式の処分 (譲渡制限付株式報酬)					70,119	83,574	83,574
自己株式の処分 (新株予約権の行使)					2,800	2,870	2,870
当期純利益			650,413	650,413		650,413	650,413
当期変動額合計	-	-	3,363	3,363	△27,097	△10,208	△10,208
当 期 末 残 高	27,500	110,000	2,982,491	3,119,991	△1,377,917	1,873,826	1,873,826

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

個 別 注 記 表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

移動平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）を採用しております。

(2) 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産…定率法を採用しております。

（リース資産を除く）ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 3年～18年

工具、器具及び備品 3年～15年

無形固定資産…定額法を採用しております。

（リース資産を除く）なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

リース資産…リース期間を耐用年数とし、残存価格を零とする定額法を採用しております。

(3) 引当金の計上基準

貸倒引当金…債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率による計算額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

賞与引当金…従業員の賞与支給に備えて、支給見込額に基づき計上しております。

退職給付引当金…従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

(4) 重要な収益及び費用の計上基準

当社は、以下の5ステップアプローチに基づき、収益を認識しております。

ステップ1：顧客との契約を識別する

ステップ2：契約における履行義務を識別する

ステップ3：取引価格を算定する

ステップ4：取引価格を契約における履行義務に配分する

ステップ5：企業が履行義務の充足時に収益を認識する

当社は、化粧品、健康食品の企画、開発及び販売を行っており、このような商品販売については、商品の引き渡し時点において顧客が当該商品に対する支配を獲得することから、履行義務が充足されると判断しており、当該商品の引き渡し時点で収益を認識しております。なお、商品の国内販売において、出荷時から顧客への商品移転時までの期間が通常の間である場合は、出荷時点で収益を認識しております。収益は顧客との契約において約束された対価から、値引き、リベート等を控除した金額で測定しております。ただし、TV通販上については商品到着後30日間は返品保証義務が生じることから、返品相当額については、その保証期間経過後に収益を計上しており、返品資産を流動資産の「その他」及び返金負債を流動負債の「その他」に含めて表示しております。当該返金負債は、契約条件や過去の実績などに基づき見積もっております。

物品の販売契約における対価は、物品に対する支配が顧客に移転した時点から主として1年以内に回収しております。

なお、重要な金融要素は含んでおりません。

2. 会計方針の変更に関する注記

該当事項はありません。

3. 表示方法の変更に関する注記

該当事項はありません。

4. 会計上の見積りに関する注記

商品の収益性の低下による帳簿価額の切下げ

(1) 当年度の計算書類に計上した金額

商品 1,256,777千円

商品評価損(売上原価) △10,306千円(洗替益)

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

①算出方法

当社の商品は化粧品と健康食品の2つに大きく分類されます。これらの商品は消費者から最新のものが好まれ、古いものは敬遠される傾向にあります。また競合他社の商品の台頭により市場価値が下落し、収益性が低下する可能性があります。商品の収益性の低下に係る見積りは個別品目ごとに行っており、収益性の低下が認められる商品につい

ては、一定の回転期間に応じて定期的に帳簿価額を切り下げております。

また、当社では顧客のニーズに合わせて商品リニューアルを実施しており、リニューアル後は旧商品の収益性が低下する傾向にあります。このようにして収益性の低下が認められる商品については、個別品目ごとに将来における販売見込数量を算定しており、販売困難と判断したものについては、帳簿価額を切り下げております。

②主要な仮定

期末時点における正味売却価額の見積りが困難であることから、商品の収益性の低下による帳簿価額の切下げにおいては、一定の回転期間に応じた販売可能性の低下の程度を仮定しております。販売可能性の低下の程度は、過年度における商品の販売実績を基礎として算出しております。

また、商品リニューアル等に伴う収益性の低下による帳簿価額の切下げにおいては、商品の陳腐化による販売可能性の低下の程度を仮定しております。販売可能性の低下の程度は、陳腐化事由発生後の販売実績を基礎として算出しております。

③翌年度の計算書類に与える影響

商品の帳簿価額の切下げ額を算定するにあたっては、現時点での仮定が今後も継続するとの前提をしておりますが、仮定が変動する場合にはその金額に影響を及ぼす可能性があります。

5. 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額 32,204千円

(2) 当座貸越契約

当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行5行と当座貸越契約を締結しております。

当事業年度末における当座貸越契約に係る借入金未実行残高等は次のとおりであります。

当座貸越極度額	2,900,000千円
借入実行残高	2,100,000千円
差引額	800,000千円

6. 株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当期首株式数	当期増加株式数	当期減少株式数	当期末株式数
普通株式	10,394,000株	—	—	10,394,000株

(2) 自己株式の種類及び数に関する事項

株式の種類	当期首株式数	当期増加株式数	当期減少株式数	当期末株式数
普通株式	1,150,433株	87,273株	73,718株	1,163,988株

- (注) 1. 普通株式の自己株式の増加87,273株は、自己株式の取得（単元未満株式の買取を含む）によるものであります。
2. 普通株式の自己株式の減少73,718株は、譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分59,718株及びストック・オプションの行使に伴う自己株式の処分14,000株によるものであります。

(3) 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額等

決議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
2024年6月27日 定時株主総会	普通株式	647,049千円	70円	2024年 3月31日	2024年 6月28日

② 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度になるもの

決議予定	株式の種類	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
2025年6月25日 定時株主総会	普通株式	599,950千円	65円	2025年 3月31日	2025年 6月26日

なお、配当原資につきましては、利益剰余金とすることを予定しております。

(4) 新株予約権に関する事項

当事業年度末の新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の種類及び数
該当事項はありません。

7. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社は、事業計画に照らして、必要資金を金融機関からの借入により調達しております。なお、デリバティブ取引は利用しておりません。

② 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク

営業債権である電子記録債権及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。

営業債務である買掛金、未払金、未払費用、未払法人税等、未払消費税等及び預り金は、全て1年以内の支払期日であります。

借入金は、主に運転資金及び設備投資に必要な資金の調達を目的としたものであります。

リース債務は、複合機に係るファイナンス・リース取引に基づくものであり、支払条件は契約時に固定されているため、金利変動リスクは軽微です。また、毎月一定額の支払いのため、資金繰りへの影響も予測可能な範囲に留まっております。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

A. 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、営業債権について、管理部が債権残高を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

B. 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社は、各部署からの報告に基づき管理部が定期的に資金繰計画を作成・更新し、流動性リスクを管理しております。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格のない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等は含まれておりません（（注）2. 参照）。

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	1,570,538	1,570,538	—
(2) 電子記録債権	601,169	601,169	—
(3) 売掛金	721,386	721,386	—
資産計	2,893,094	2,893,094	—
(1) 買掛金	240,881	240,881	—
(2) 短期借入金	2,100,000	2,100,000	—
(3) リース債務（流動負債）	1,107	1,087	△19
(4) 未払金	180,197	180,197	—
(5) 未払費用	28,811	28,811	—
(6) 未払法人税等	175,879	175,879	—
(7) 未払消費税等	1,670	1,670	—
(8) 預り金	5,265	5,265	—
(9) リース債務（固定負債）	4,378	3,928	△449
負債計	2,738,191	2,737,722	△469

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法に関する事項

資産

(1) 現金及び預金、(2) 電子記録債権、(3) 売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

負債

(1) 買掛金、(2) 短期借入金、(4) 未払金、(5) 未払費用、(6) 未払法人税等、

(7) 未払消費税等、(8) 預り金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) リース債務（流動負債）、(9) リース債務（固定負債）

これらの時価については、元利金の合計額を、新規に同様のリース取引を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

2. 市場価格のない株式等

該当事項はありません。

(3) 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

① 時価をもって貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債
該当事項はありません。

② 時価をもって貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

区分	時価（千円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
現金及び預金	—	1,570,538	—	1,570,538
電子記録債権	—	601,169	—	601,169
売掛金	—	721,386	—	721,386
資産計	—	2,893,094	—	2,893,094
買掛金	—	240,881	—	240,881
短期借入金	—	2,100,000	—	2,100,000
リース債務（流動負債）	—	1,087	—	1,087
未払金	—	180,197	—	180,197
未払費用	—	28,811	—	28,811
未払法人税等	—	175,879	—	175,879
未払消費税等	—	1,670	—	1,670
預り金	—	5,265	—	5,265
リース債務（固定負債）	—	3,928	—	3,928
負債計	—	2,737,722	—	2,737,722

(4) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	1,570,538	—	—	—
電子記録債権	601,169	—	—	—
売掛金	721,386	—	—	—
合計	2,893,094	—	—	—

(5) 借入金及びリース債務の決算日後の返済予定額

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
短期借入金	2,100,000	—	—	—	—	—
リース債務	1,107	1,060	1,098	1,138	1,080	—
合計	2,101,107	1,060	1,098	1,138	1,080	—

8. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	当事業年度 (2025年3月31日)
繰延税金資産	
賞与引当金	14,536千円
商品評価損	9,528千円
前払費用	11,013千円
敷金	4,177千円
未払金	809千円
未払事業税	8,715千円
退職給付引当金	16,982千円
その他	10,032千円
繰延税金資産小計	75,796千円
評価性引当額	—
繰延税金資産合計	75,796千円
繰延税金負債	
その他	△643千円
繰延税金負債合計	△643千円
繰延税金資産の純額	75,152千円

(注) 「所得税法等の一部を改正する法律」(令和7年法律第13号)が2025年3月31日に国会で成立したことに伴い、2026年4月1日以後開始する事業年度より、「防衛特別法人税」の課税が行われることになりました。

これに伴い、2026年4月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異に係る繰延税金資産及び繰延税金負債については、法定実効税率を30.62%から31.52%に変更し計算しております。

この変更により、当事業年度の繰延税金資産の金額(繰延税金負債の金額を控除した金額)は861千円増加し、法人税等調整額が861千円減少しております。

9. 関連当事者との取引に関する注記

提出会社の役員及び主要株主(個人の場合に限る。)等

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	事業の内容 又は職業	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者 との関係	取引内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (百万円)
主要株主	長谷部由紀夫	—	当社元会長	被所有 間接 13.35%	当社の株主	顧問報酬	14,000	—	—

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

長谷部由紀夫氏の顧問報酬については、業務の内容を勘案し、両者が協議して決定した契約に基づいて金額を決定しております。

10. 収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

顧客との契約から生じる収益を分解した情報は、以下のとおりです。

区分	当事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	
	金額 (千円)	構成比 (%)
TV通販	1,190,750	14.0
外販 (一般流通)	472,058	5.6
外販 (OEM販売) ※	1,559,081	18.4
直販 (EC)	5,255,567	62.0
合計	8,477,456	100.0

※ OEM販売額のうち、インターネット販売を主としているOEM先への売上高

(2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は「(個別注記表) 1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記 (4) 重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりです。

(3) 当事業年度及び翌事業年度以降の収益の金額を理解するための情報

①返品資産及び返金負債の残高

返品資産及び返金負債の残高は以下のとおりです。

当事業年度(2025年3月31日)

(単位：千円)

	期首残高	期末残高
返品資産	1,791	2,103
返金負債	4,006	4,221

(注) 貸借対照表上、返品資産を流動資産の「その他」に、返金負債を流動負債の「その他」に含めて表示しております。

②残存履行義務に配分した取引価格

当初に予想される契約期間が1年を超える重要な契約がないため、実務上の便法を適用し、記載を省略しております。

11. 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|-----------------|---------|
| (1) 1株当たりの純資産額 | 203円01銭 |
| (2) 1株当たりの当期純利益 | 70円43銭 |

12. 重要な後発事象に関する注記

(譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分)

当社は、2025年5月15日開催の取締役会において、譲渡制限付株式報酬として自己株式の処分を行うことについて決議いたしました。

(1) 自己株式処分の目的

対象従業員の資産形成の一助とすることに加え、経営ビジョンの実現を目指しつつ、当社の社会価値と経済価値の最大化に取り組むことを目的として、譲渡制限付株式を活用したインセンティブ制度を実施いたします。

(2) 自己株式処分の概要

①処分期日

2025年7月29日

②処分する株式の種類及び数

当社普通株式 24,129株

③処分価額

1株につき 1,126円

④処分総額

27,169,254円

⑤処分子定先の人数並びに処分株式の数

当社従業員 83名

24,129株